平成２６年（フ）第１８号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸932番地
破産者　有限会社メンテナンス・サポート
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第４６６号
名古屋市守山区小幡常燈１番12号
破産者　泉物産株式会社
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２１８号
名古屋市熱田区横田２丁目４番９号603号室
破産者　有限会社イクスト
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７号
京都府福知山市字牧55番地
破産者　牧電子工業株式会社
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第１１８９号
大阪府東大阪市川田４丁目４番41号、商業登記簿上の本店所在地大阪市旭区新森４丁目９番２号
破産者　ミツエ・モールド・エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４２３号
大阪市東住吉区桑津２丁目６番４号
破産者　株式会社啓明電装
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７７８号
大阪市平野区背戸口２丁目10番27―404号、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区背戸口２丁目10番27号
破産者　株式会社リフレクション
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７８２号
大阪市西成区玉出中１丁目５番８号メゾンダーバン１Ｆ
破産者　株式会社トップアカデミー
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７０号
大阪府東大阪市岩田町３丁目７番19号ピースフル吉田１Ｆ
破産者　有限会社エム・ケイ・プラン
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８２号
大阪府池田市旭丘３丁目４番３号
破産者　株式会社杉村電気商会
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６２号
大阪市西淀川区大野２丁目１番13号
破産者　有限会社福水化成
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１号
兵庫県芦屋市平田町５番８号芦屋サンプラザ１Ｆ
破産者　株式会社ギャラリーアンダンテ
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９５号
兵庫県川西市下加茂１丁目５番23号サンハイツ加茂103号
破産者　有限会社グリーンハウジング
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
兵庫県伊丹市森本１丁目204番地２
破産者　株式会社藤川製作所
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
佐賀県佐賀市多布施３丁目７番１号
破産者　株式会社マーチフーズ
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６２号
沖縄県那覇市銘苅２丁目４番39号ＵＴビル４階
破産者　株式会社琉球ファクトリー
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４１７号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴512番地１　フラン・ドゥ・アーサー205号室、開始決定時の住所岐阜県羽島郡笠松町長池49番地
破産者　入江　大介
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４１０号
静岡県御殿場市印野1827番地の９
破産者　有限会社駿河屋管工事
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
愛知県一宮市森本５丁目８番６号
破産者　株式会社リガックス
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１２６号
愛知県安城市緑町２丁目６番地３
破産者　有限会社トップワーク
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
三重県鈴鹿市南堀江２丁目１番17号、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市白子駅前26番18号
破産者　西川美代子
1　決定年月日　平成26年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係